

第116回

定時株主総会招集ご通知

日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所 新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
当行本店3階大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目 次

第116回定時株主総会招集ご通知…………… 1

〔添付書類〕

第116期事業報告…………… 3

計算書類…………… 24

連結計算書類…………… 27

監査報告…………… 30

〔株主総会参考書類〕

第1号議案 剰余金処分の件…………… 33

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件…………… 34

株主総会会場ご案内図



大光銀行

証券コード：8537

(証券コード 8537)
平成30年6月1日

株主各位

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
株式会社 大光銀行
取締役頭取 **古出 哲彦**

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成30年6月21日(木曜日)午後5時10分まで**に当行に到着するようご返送いただき、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日(金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
2. 場 所 新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
当行本店3階大会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第116期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
2. 第116期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

「ご案内」

- ①当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
(なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。)
- ②議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ③当日、会場が満席の場合は、第2会場にご着席いただきますので、あらかじめご了承ください。
- ④紙資源の節約のため、本「招集ご通知」をご持参ください。
- ⑤インターネットによる開示
計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」は法令及び当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.taikobank.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成する際に監査した計算書類及び連結計算書類には、この「個別注記表」及び「連結注記表」も含まれております。
- ⑥節電等を考慮しまして当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ⑦株主総会終了後、株主の皆さまとの懇談会の場を設けておりますので、お気軽にご参加いただきたく存じます。
- ⑧本招集ご通知の発出後に、株主総会参考書類及び事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事項に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。
(当行ホームページアドレス <http://www.taikobank.jp/>)

以 上

-
- ◎インターネットに開示いたしました「個別注記表」「連結注記表」の郵送をご希望の株主さまは、本店代表(電話0258-36-4111)までお知らせください。
また、当日受付にも備え置きいたしますので、ご希望の株主さまはお申し出ください。

添 付 書 類

第116期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、新潟県内を主要な営業基盤とし、本店のほか支店等において、預金業務および貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を行っております。

ロ. 金融経済環境

平成29年度におけるわが国の経済を顧みますと、年度前半は、改善の遅れがみられていた個人消費や設備投資の持ち直しなどにより、景気全体としては緩やかな回復基調が続きました。年度後半においては、海外景気の回復に伴う生産の増加に加え、個人消費や雇用情勢などにも改善がみられ、景気全体としては緩やかな回復が続きました。

当行の主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、公共投資や住宅投資に弱めの動きがみられましたが、高水準で推移する企業収益を背景に設備投資が緩やかな増加を続けたほか、年度後半には個人消費が持ち直しに転じるなど、景気全体としては、日本経済と同様に年度を通して回復が続きました。

金融情勢につきましては、前年度末に0.065%であった新発10年物国債利回りは、日本銀行の金融緩和政策の継続により概ね0%から0.1%程度で推移し、今年度末においては0.045%となりました。また、前年度末に18千円台後半であった日経平均株価は、好調な企業業績や国政選挙の結果などを受け秋口以降大幅に上昇し、本年2月以降に調整局面を迎えたものの、今年度末においては21千円を超える水準となりました。

ハ. 事業の経過及び成果

こうした金融経済環境のなか、当行は、当期が最終期となる3ヵ年の第10次中期経営計画「Change～だから、変わる。～」に基づき、収益力の強化と営業基盤の拡充を目指し、さまざまな施策を実施してまいりました。

当期に取り組んでまいりました主な施策は以下のとおりであります。

事業を営むお客さまに対しましては、お取引先企業の若手経営者や後継者の方より事業力や

先見性を身に付けていただくことを目的に、事業戦略構築などの実践的なカリキュラムで構成された「たいこうトップリーダーズスクール」を開催いたしました。また、外部機関との連携を拡充し、事業を営むお客さまに対するコンサルティング機能の一段の充実を図ってまいりました。お取引先企業の情報発信力の強化に資するため、新潟市内のアニメ・マンガの専門学校と包括連携協定を締結したほか、観光産業への取組み強化を通じて地域経済の活性化に貢献していくことを目的に、新潟県内で唯一の観光経営学部を有する新潟経営大学と包括連携協定を締結いたしました。

このほか、地方創生にかかる取組みとして、昨年5月より「ふるさと創生私募債」の取扱いを開始いたしました。「ふるさと創生私募債」は、私募債を発行されるお取引先企業よりいただく手数料の一部を活用し、ご指定の市区町村へ金銭による寄付を行うものであり、こうした取組みを通じて、地域を愛するお取引先企業の皆さまとともに、これからも地域振興に貢献してまいります。また、本年1月より、地球温暖化の防止に向けて新潟県が普及拡大に取り組んでいる「新潟県カーボン・オフセット制度」にコーディネーターとして参加し、お取引先企業へのご案内など、本制度の活用促進に向けた取組みを開始いたしました。

個人のお客さまに対しましては、非対面でお手続きいただける、利便性・簡便性に優れた商品・サービスの充実にも努めてまいりました。スマートフォンや電子マネーの普及によるキャッシュレス化に対応しお客さまの利便性向上を図るため、電子マネーの取扱会社3社と提携し、当行の預金口座から資金を即時にチャージできるサービスを開始いたしました。また、昨年12月より、お客さまのご意向やリスク許容度に応じた最適な投資プランをコンピューターがご案内する投資信託ロボアドバイザーサービスを導入いたしました。

女性応援プロジェクト「コフレディア」（フランス語のCoffret（箱）、英語のLady（女性）、Idea（アイデア）を合わせた造語）では、「賢く、キレイになる」をコンセプトに、昨年度より継続して「女子力アップセミナー」を開催し、金融にとどまらないさまざまな情報を提供してまいりました。こうした取組みの一環として、昨年8月には、ご当地アイドル「Negicco」と「コフレディア」のコラボレーション・イベントを開催いたしました。

店舗面におきましては、昨年10月、新潟県内の銀行では初めてインターネット支店「えちご大花火支店」を開業いたしました。インターネット支店は、パソコンやスマートフォンでいつでもどこでもご利用いただけるため、ご来店が難しいお客さまでも便利にご利用いただけるほか、インターネット支店専用の特別金利定期預金や特典もご用意しております。

当期の業績は、以下のとおりであります。

譲渡性預金を含めた預金等残高は、前期比294億円増加の1兆3,499億円となりました。貸出金残高は、前期比359億円増加の1兆260億円となり、第10次中期経営計画「Change～だから、変わる。～」で最重要目標としていた「貸出金残高1兆円」を達成することができました。

損益状況につきましては、資金利益の減少や経費の増加などがありましたが、有価証券関係損益の増加や不良債権処理額の減少などにより、経常利益は前期比1億44百万円増加の47億40百万円、当期純利益は前期比3億77百万円増加の35億19百万円となりました。

二. 当行の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境をみますと、人口減少や少子高齢化の進行など社会構造上の課題への対処が必要とされるなか、地域社会・経済の活性化に向け、地域金融機関が果たす役割への期待が一段と増しております。また、フィンテックに代表される金融とITの融合は加速度的に進展しており、金融サービスのIT化への対応は、金融機関共通の重要な課題となっております。こうしたなか、当行の主たる営業基盤である新潟県では、地方銀行2行の経営統合が予定されており、県内金融機関の競合環境は今後、大きく変化することが予想されております。

このように、従来からの認識である社会構造の変化に加え、テクノロジーや競合環境にも大きな変化が見込まれるなか、当行が地域金融機関として持続的に存在価値を高めていくためには、地域経済の中心的な担い手である中小企業や個人のお客さまのお役に立つことでご満足いただき、さらに期待され頼られるという好循環を定着させていくことが必要と考えております。

こうした考え方に立ち、当行は、本年4月より3カ年の第11次中期経営計画「Change II ～もっと、変わる。～」を策定いたしました。地域から愛され、真に必要なとされる銀行を目指す長期ビジョンのもと、本計画は、その実現に向けたセカンドステージと位置付けており、前計画で挑んだChangeを継続し、もっと「強い大光」を築き上げてまいります。そのために、本計画の最重要戦略である「お客さまニーズを起点とした、『お客さま本位』のソリューション営業の実践」により、中小企業や個人のお客さまに親身になって寄り添い、コンサルティング機能をこれまで以上に発揮していくとともに、お客さまや地域に密着した活動に継続して取り組み、地域に役立つ銀行として存在価値を高めることで、当行の将来的な顧客基盤を拡充してまいります。

併せて、お客さまから信頼いただき、安心してご利用いただくため、コンプライアンスの徹底やリスク管理の高度化に引き続き取り組んでまいります。

当行は、こうした取り組みにより、地域に根差した金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	第113期 (平成26年度)	第114期 (平成27年度)	第115期 (平成28年度)	第116期 (平成29年度)
預 金	12,826	12,604	12,714	13,006
定期性預金	8,592	8,083	8,072	7,939
その他	4,233	4,520	4,642	5,067
貸 出 金	9,471	9,705	9,901	10,260
個人向け	2,708	2,749	2,816	2,908
中小企業向け	4,477	4,642	4,740	4,970
その他	2,285	2,313	2,344	2,381
商品有価証券	1	8	4	0
有 価 証 券	3,617	3,802	3,537	3,574
国 債	1,860	1,839	1,617	1,429
その他	1,757	1,962	1,920	2,145
社 債	30	30	30	—
総 資 産	13,966	14,355	14,462	14,819
内国為替取扱高	36,492	37,895	38,318	38,826
外国為替取扱高	百万ドル 79	百万ドル 66	百万ドル 72	百万ドル 83
経 常 利 益	百万円 3,585	百万円 4,673	百万円 4,596	百万円 4,740
当 期 純 利 益	百万円 1,651	百万円 2,966	百万円 3,142	百万円 3,519
1株当たり当期純利益	16円65銭	29円90銭	322円30銭	371円29銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 預金には、譲渡性預金（平成27年度465億円、平成28年度490億円、平成29年度493億円）が含まれておりません。
3. 平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、1株当たり当期純利益については、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	第113期 (平成26年度)	第114期 (平成27年度)	第115期 (平成28年度)	第116期 (平成29年度)
経 常 収 益	221	214	222	212
経 常 利 益	36	47	46	48
親会社株主に帰属する 当期純利益	16	29	31	35
包 括 利 益	91	25	5	20
純 資 産 額	796	818	808	824
総 資 産	13,977	14,366	14,474	14,831

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	860人	854人
平 均 年 齢	41年 4月	41年 1月
平 均 勤 続 年 数	16年 6月	16年 4月
平 均 給 与 月 額	346千円	348千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
新 潟 県	63店 うち出張所 (-)	62店 うち出張所 (-)
群 馬 県	1 (-)	1 (-)
埼 玉 県	5 (-)	5 (-)
東 京 都	1 (-)	1 (-)
神 奈 川 県	1 (-)	1 (-)
合 計	71 (-)	70 (-)

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を31か所（前年度末36か所）に設置しております。
 なお、店舗外現金自動設備は、設置場所数（出張所数）をカウントしております。
 2. 当年度において、店舗外現金自動設備は、西長岡ショッピングセンター（長岡市）、宮内ショッピングセンター（長岡市）、原信マーケットシティ河渡（新潟市）、サムズウオロクコモ店（新発田市）、村松ショッピングセンター（五泉市）の5か所を廃止いたしました。

ロ. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
えちご大花火支店 (インターネット支店)	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,080
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
本店新築（I期工事）	1,624
ソフトウェア投資	197

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
たいこうカード 株 式 会 社	新潟県長岡市城内 町二丁目2番地4	クレジットカード業 務、金銭の貸付業務、 信用保証業務等	平成2年 6月29日	百万円 35	% 45.16	—
大光リーズ 株 式 会 社	新潟県長岡市城内 町二丁目2番地4	総合リーズ業務	昭和49年 10月21日	百万円 270	% 5.00	—

(注) 資本金は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。

<重要な業務提携の概況>

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫262金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合130組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連717（農林中金・信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行の現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・振込みのサービスを行っております。
7. 新潟県内に本店（本所）を置く地方銀行2行、信用金庫9金庫、信用組合10組合、系統農協25、労働金庫1金庫との提携により、口座振替による資金決済サービス（NBセンター代金回収サービス）を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
古出哲彦	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
石田幸雄	専務取締役（代表取締役） 関東地区本部長 総合企画部・経営管理部・ 人事部・総務部担当		
亀貝信一	専務取締役 営業統括部長 営業統括部・地域産業支援部担当		
山岸和博	常務取締役 長岡地区本部長・本店営業部長		
松田直樹	常務取締役 審査部・市場金融部・事務部担当		
近藤喜栄知	取締役 新潟地区本部長・新潟支店長		
俵木稔	取締役 市場金融部長		
藤沢稔	取締役（監査等委員）		
細貝巖	取締役（監査等委員） （社外取締役）	弁護士 （細貝法律事務所所長）	
鈴木裕子	取締役（監査等委員） （社外取締役）		
小林彰	取締役（監査等委員） （社外取締役）	弁護士 （小林彰法律事務所代表）	
渡辺隆	取締役（監査等委員） （社外取締役）		

- (注) 1. 当行は、平成29年6月22日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役のうち、細貝巖氏、鈴木裕子氏、小林彰氏及び渡辺隆氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役細貝巖氏、鈴木裕子氏、小林彰氏及び渡辺隆氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員）藤沢稔氏を常勤の監査等委員に選定しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(参考) 当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。
(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当
川 合 昌 一	執行役員 審査部長
山 口 知 康	執行役員 人事部長兼女性活躍推進室長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	13人	177 (58)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5人	20
監 査 役	4人	8
計	22人	206 (58)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の支給人数には、平成29年6月22日開催の第115回定時株主総会において任期満了により退任しました取締役4名が含まれております。
2. 当行は、平成29年6月22日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査役の支給人数及び報酬等は移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の支給人数及び報酬等は移行後の期間に係るものであります。
3. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与22百万円は含まれておりません。
5. 取締役の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬額17百万円ならびにストックオプション報酬額40百万円が含まれております。
6. 確定金額報酬以外の金額をカッコ内書きしております。
7. 監査等委員会設置会社に移行前の役員の報酬等の額
平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、取締役の報酬体系につきましては、(1)確定金額報酬、(2)業績連動型報酬、(3)ストックオプション報酬としております。
- また、監査役の報酬体系につきましては、(1)確定金額報酬のみとしております。

- (1) 確定金額報酬については、取締役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、平成元年6月29日開催の第87回定時株主総会において月額13百万円以内（使用人分給与は含まれない）、監査役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、平成11年6月29日開催の第97回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
- (2) 業績連動型報酬については、平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、当行単体の当期純利益を基準として、次の報酬枠としております。

単体当期純利益水準	報酬枠
5億円以下	0円
5億円超～10億円以下	16百万円
10億円超～15億円以下	22百万円
15億円超～20億円以下	28百万円
20億円超～25億円以下	34百万円
25億円超	40百万円

- (3) ストックオプション報酬については、平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、年額60百万円以内としております。
8. 監査等委員会設置会社に移行後の役員の報酬等の額
平成29年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系につきましては、(1)確定金額報酬、(2)業績連動型報酬、(3)ストックオプション報酬としております。
また、監査等委員である取締役の報酬体系につきましては、(1)確定金額報酬のみとしております。
- (1) 確定金額報酬については、平成29年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、月額13百万円以内（使用人分給与は含まれない）、監査等委員である取締役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、月額4百万円以内と決議いただいております。

- (2) 業績連動型報酬については、平成29年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、当行単体の当期純利益を基準として、次の報酬枠としております。

単体当期純利益水準	報酬枠
5億円以下	0円
5億円超～10億円以下	16百万円
10億円超～15億円以下	22百万円
15億円超～20億円以下	28百万円
20億円超～25億円以下	34百万円
25億円超	40百万円

- (3) ストックオプション報酬については、平成29年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、年額60百万円以内としております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
細 貝 巖	社外役員が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
鈴 木 裕 子	
小 林 彰	
渡 辺 隆	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
細貝 巖	弁護士（細貝法律事務所所長） 当行との間には貸出金等の取引があります。
小林 彰	弁護士（小林彰法律事務所代表） 当行との間に開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会、監査役会及び監査等委員会における発言その他の活動状況
細貝 巖	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回及び監査等委員会11回全てに出席	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
鈴木 裕子	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回及び監査等委員会11回全てに出席	主に一般顧客の観点から発言を行っております。
小林 彰	10年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会3回全て及び監査等委員会11回のうち10回に出席	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
渡辺 隆	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会3回及び監査等委員会11回全てに出席	主に一般顧客の観点から発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	12	該当ありません

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	20,000千株
	発行済株式の総数	9,671千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成29年6月22日開催の第115回定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は180,000千株減少し、20,000千株となっております。また、発行済株式の総数は87,043千株減少し、9,671千株となっております。

(2) 当年度末株主数	3,800名
(3) 大株主	

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	560 ^{千株}	5.90 [%]
大光従業員持株会	252	2.65
株式会社みずほ銀行	239	2.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	210	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	186	1.96
日新火災海上保険株式会社	182	1.92
株式会社東和銀行	148	1.55
第一生命保険株式会社	142	1.50
株式会社大東銀行	142	1.50
明治安田生命保険相互会社	139	1.47

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式を除いて計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当行は、自己株式を184千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	1. 名称 株式会社大光銀行第1回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 8,110株 3. 権利行使期間 平成25年7月13日から平成55年7月12日まで 4. 権利行使価額 (1株当たり) 1円	3人
	1. 名称 株式会社大光銀行第2回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 14,020株 3. 権利行使期間 平成26年7月15日から平成56年7月14日まで 4. 権利行使価額 (1株当たり) 1円	5人
	1. 名称 株式会社大光銀行第3回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 14,580株 3. 権利行使期間 平成27年7月14日から平成57年7月13日まで 4. 権利行使価額 (1株当たり) 1円	6人
	1. 名称 株式会社大光銀行第4回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 17,670株 3. 権利行使期間 平成28年7月12日から平成58年7月11日まで 4. 権利行使価額 (1株当たり) 1円	6人
	1. 名称 株式会社大光銀行第5回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 17,100株 3. 権利行使期間 平成29年7月11日から平成59年7月10日まで 4. 権利行使価額 (1株当たり) 1円	7人

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
監査等委員である取締役	—	—

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 青木裕晃 指定有限責任社員 若松大輔 指定有限責任社員 石尾雅樹	46	監査等委員会は、会計監査人の監査計画の概要、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行の会計監査人に対して、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は46百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

- (2) 責任限定契約

当行と責任限定契約は締結しておりません。

- (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行は当該方針は定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保する体制を整備するため、「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めております。その決議の内容および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

<p>(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の取締役は、「経営理念」および「行動憲章（コンプライアンス基本方針）」の実現と確立に努め、誠実かつ率先垂範して法令等を遵守し、行内のコンプライアンス風土を醸成する。 当行の取締役は、職務の執行にあたり、取締役が負う善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を全うする。 当行の取締役がコンプライアンスを率先垂範するため、「役員倫理規程」を定める。 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、毅然たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除する。</p> <p>【運用状況の概要】 当行の取締役は、「役員倫理規程」に基づき、銀行経営の基盤である社会からの信用・信頼の確保と、当行の永続的発展のために、率先垂範して行動している。 反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを「行動憲章（コンプライアンス基本方針）」において定めている。 「経営理念」および「行動憲章（コンプライアンス基本方針）」については、全部・店へのポスター掲示などにより全従業員に周知を図っている。</p>
<p>(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理が適切に行われるよう、取締役会、監査等委員会その他経営に関する委員会等の議事録は、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」および各委員会規程にもとづき作成、保存および管理する。 また、行内の文書の作成、保存および管理について、「文書規程」を定める。</p> <p>【運用状況の概要】 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種起案書等の文書は、作成、保存、管理等の方法を定めた各種規程に基づき取り扱っている。</p>

<p>(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<p>【決議の内容】 信用リスク、市場リスク等の各リスク毎のリスク管理方針および統合的リスク管理方針を取締役会で決議し、各リスク管理方針に則ったリスク管理規程を策定した上でリスクの把握および適切な管理を行うとともに、各リスクの管理状況を総合的に掌握する。 また、経営に大きな影響を及ぼす流動性危機への対応として、「風評リスク・流動性危機管理規程」を定め、未然防止と流動性危機が発生した場合の体制を整備する。 さらに、災害発生時の損害の回避と業務の継続性を確保するため、「災害対策規程」を定め、災害発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築する。</p> <p>【運用状況の概要】 リスク毎の管理方針および統合的リスク管理方針を取締役会の決議により定めているほか、統合的リスク管理部署において、年度ごとにリスク管理プログラムを策定し、中間期末および期末にはその実施状況をチェックするなど、リスクの統合管理に努めている。また、それらのリスクを横断的に管理するため、定期的に経営委員会（信用リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会）を開催し、必要な協議を行っているほか、内部監査部門が各部署のリスク管理の適切性を監査している。さらに、大口融資案件その他重要審査案件等を審査する機関として、頭取、専務取締役および常務取締役からなる融資審査会を設置し、融資の可否を決定している。 経営に大きな影響を及ぼす流動性危機への対応については、事態の重要度に応じて対策本部を設置するなど、適切な対応ができる体制となっている。 地震・津波・火災といった自然災害、停電・システム障害・通信障害・原発事故といった技術的災害を大規模災害として想定しており、緊急時に備えるため、各本店に災害対策責任者等を置いているほか、災害の状況に応じて対策本部を設置するなど、適切な対応ができる体制となっている。また、必要に応じて訓練を実施している。</p>
<p>(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 経営に関する重要事項を協議する機関として、取締役頭取、専務取締役、常務取締役からなる常務会を設置し、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議し、迅速な意思決定と業務の執行を統制する。 当行の取締役および使用人の職務の執行が円滑かつ効率的に行われるよう、「職務権限規程」および「職務権限表」を定める。</p> <p>【運用状況の概要】 常務会を原則週1回開催しており、取締役会で意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当行業務の執行について審議し、意思決定を行っている。 全役員は「職務権限規程」および「職務権限表」に基づき職務を遂行している。また、同規程、権限表については必要に応じ、適時見直しを行っている。</p>

<p>(5) 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】</p> <p>当行の使用人の法令等遵守について、「行動憲章」ならびに行動基準である「役職員行動規範」を定めるとともに、コンプライアンスに関する規程の整備を図り、組織体制として、コンプライアンスに係る課題を討議検討するコンプライアンス委員会を設置し、各本店にコンプライアンス責任者を配置し法令等遵守体制を確立する。</p> <p>法令等遵守を実現するための具体的計画として、毎年度「コンプライアンスプログラム」を取締役会で決議し、実施状況を取締役会に報告する。</p> <p>反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力等対応規程」を定め、統括部署を設置し、各本店に不当要求防止責任者を配置するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に向けた行内体制を整備する。</p> <p>職務執行に係る一定事項について、リーガル・チェックを行い適法性を確保する。</p> <p>内部監査部門は、業務の健全性および内部管理体制の適切性を確保すべく、「内部監査規程」を定め、内部監査を実施する。</p>
	<p>【運用状況の概要】</p> <p>コンプライアンス委員会を毎月1回開催し、当行におけるコンプライアンスの状況・問題点等の把握および報告、対応策の協議などを行っている。</p> <p>年度毎に決議したコンプライアンスプログラムについては、その実施状況を半期毎に取締役会に報告している。</p> <p>反社会的勢力との関係遮断に向け、「反社会的勢力等対応規程」に基づく対応を徹底しているほか、各種会議や研修等により従業員に対する教育を行っている。</p> <p>「リーガル・チェック実施規程」において、リーガル・チェックの対象事項を定めており、対象事項の起案部および統括部署が、その適法性を都度確認している。法務・税務にかかる経営上の問題については、顧問弁護士および顧問税理士に照会し、専門的な見地からの指導を受けている。</p> <p>内部監査部門は、監査計画に基づき本部各部および全営業店に対して年度内に原則1回の監査を実施しており、その結果について取締役会に報告している。</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

<p>(6) 当行及び子会社・関連会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】</p> <p>イ. 当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制</p> <p>当行および子会社・関連会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項について、「子会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社の行う一定事項について、事前に当行に協議するものとし、また、株主総会および取締役会の議事、決算状況、不祥事件の発生等について、報告を受けることとし、当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制を整える。</p> <p>ロ. 当行の子会社・関連会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>「子会社・関連会社管理規程」に担当部が定期的に子会社・関連会社の経営状況を取締役に報告することを定める。</p> <p>ハ. 当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>当行と子会社・関連会社は常に密接な連携・協調関係の維持に努めるものとして、当行は子会社・関連会社が各々、独立した会社として自主性を保つよう配慮しながら、各社に対し適切な協力・支援を行う。</p> <p>二. 当行の子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p> <p>「子会社・関連会社検査マニュアル」に基づき、当行の内部監査部門が子会社・関連会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し、その結果を取締役会へ報告する。</p>
	<p>【運用状況の概要】</p> <p>子会社・関連会社は、必要な事項について当行に都度協議又は報告を行っている。</p> <p>当行は各社の自主性に配慮しながら、適切な協力・支援を行っている。</p> <p>子会社・関連会社の経営状況については、半期毎に取締役会に報告がなされている。</p> <p>当行の内部監査部門は、監査計画に基づき子会社・関連会社に対して原則年度内に1回の監査を実施しており、その結果について取締役会に報告している。</p>
<p>(7) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項</p>	<p>【決議の内容】</p> <p>当行の監査等委員会から職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合には、必要とする人材と人数を協議し、適任者を配置する。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>当行は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助する使用人2名を配置している。</p>

<p>(8) 当行の監査等委員会を補助する使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当行の監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査等委員会を補助する使用人は、他の部署の役職員を兼務せず、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けないこととし、その使用人の任命、人事異動等については、事前に監査等委員会の同意を求めなければならない。</p> <p>【運用状況の概要】 監査等委員会を補助する使用人は、常勤の監査等委員と同室に常駐し、監査等委員会の指揮命令に従い業務を遂行している。 また、当該使用人の取締役からの独立性および指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事考課については監査等委員会が行うほか、当該使用人の人事処遇については監査等委員会と人事部の協議により決定している。</p>
<p>(9) 当行の取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制ならびに当行の子会社・関連会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制</p>	<p>【決議の内容】 法令等の違反行為、当行または当行の子会社・関連会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法および各業法に定める不祥事件ならびにコンプライアンスヘルプラインの受付状況等について、当行の監査等委員会へ報告すべき旨および報告の時期、方法を、当行および子会社・関連会社のコンプライアンス・マニュアル等で定める。</p> <p>【運用状況の概要】 監査等委員会への報告は、当行および子会社・関連会社の規程等に基づき行われている。 コンプライアンスヘルプラインを利用して内部通報があった場合については、その窓口となる担当部署が監査等委員会に対し適時報告を行っている。</p>
<p>(10) 当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止する。</p> <p>【運用状況の概要】 コンプライアンスヘルプラインの通報者に対しては、当該通報をしたことにより人事関係を含め不利益な取扱いをすることがない旨を当行および子会社・関連会社の規程等に定めており、当該規程等に従った運用がなされている。 監査等委員会に直接報告を行った者についても、コンプライアンスヘルプラインによる報告に準じた取扱いを受けており、報告者は適切に保護されている。</p>

<p>(11) 当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査等委員が、その職務を執行するうえで生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を適切に処理する。</p> <p>【運用状況の概要】 監査等委員が、その職務の執行について生じる費用について、銀行から前払い又は償還を受けることができる旨を「監査等委員会監査等基準」において定めている。当行は、当該請求に係る費用が、その職務の執行に必要なと判断できる場合において、その請求に応じている。</p>
<p>(12) その他当行の監査等委員会 の監査が実効的に行われる ことを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査等委員会は、代表取締役頭取、会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。</p> <p>【運用状況の概要】 常勤の監査等委員と代表取締役頭取は、年4回の定期的な会合において意見交換を行い、当該監査等委員は、その内容を監査等委員会に報告している。 監査等委員会と会計監査人は、相互に監査概要等を説明し、意見交換をしているほか、監査等委員による会計監査人の監査への立会い、会計監査人から監査等委員会への定期的な監査結果の説明等を通じて、随時連携を図っている。 監査等委員会と内部監査部門は、定期的なミーティングの場を設けており、内部監査部門の監査結果および監査等委員会の往査結果を相互に説明し、意見交換を行っている。</p>

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第116期末 (平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	63,739	預 金	1,300,677
現 預 け 金	13,773	当 座 預 金	53,037
商 品 有 価 証 券	49,966	座 落 預 金	436,602
商 品 国 債	12	通 蓄 預 金	7,471
商 品 地 方 債	5	期 間 預 金	6,584
金 銭 の 信 託	7	他 の 預 金	771,850
有 価 証 券	7,980	マ ン ン ン ン	21,370
国 債	357,428	借 入 金	3,758
地 方 債	142,925	未 払 金	49,310
社 債	33,552	未 払 金	371
株 式	52,520	未 払 金	29,700
そ の 他 の 証 券	9,835	未 払 金	12,088
貸 付 金	118,594	未 払 金	201
引 手 形	1,026,039	未 払 金	645
引 手 形	8,862	未 払 金	508
書 庫	39,421	未 払 金	55
座 貸 貸	884,905	未 払 金	2
為 替	92,850	未 払 金	0
外 国 店 預 け	1,902	未 払 金	354
外 国 店 預 け	272	未 払 金	111
そ の 他 の 資 産	1,630	未 払 金	10,209
前 払 費 取	10,219	未 払 金	631
未 取 派 生 商 品	38	未 払 金	17
そ の 他 の 資 産	1,089	未 払 金	42
有 形 固 定 資 産	0	未 払 金	169
建 物	9,090	未 払 金	138
土 地	15,786	未 払 金	2,632
一 般 資 産	4,142	未 払 金	1,727
建 設 仮 勘 定	10,580	未 払 金	2,545
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	304	未 払 金	1,400,053
無 形 固 定 資 産	463	未 払 金	10,000
ソ フ ト ウ ェ ア	295	未 払 金	8,208
ソ フ ト ウ ェ ア	716	未 払 金	8,208
リ ー ス 資 産	605	未 払 金	49,386
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	45	未 払 金	1,791
前 払 年 金 費 用	1	未 払 金	47,595
支 払 承 諾 引 当 金	63	未 払 金	6
貸 倒 引 当 金	148	未 払 金	21,000
資 産 の 部 合 計	2,545	未 払 金	26,589
	△4,595	未 払 金	△466
	1,481,924	未 払 金	67,128
		未 払 金	12,048
		未 払 金	2,556
		未 払 金	14,604
		未 払 金	137
		未 払 金	81,871
		未 払 金	1,481,924

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第116期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 資	金 常 運 用 収 収 益	20,944
貸 有 預 受 所 外 所 貸 株 所	価 出 証 ル 他 取 為 他 為 他 引 債 等 他 常 調 金 性 ル 債 他 取 為 他 有 等 派 業 他 出 式 式 銭 定 前 住 当 産 期 税 等 純 利	15,904
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	11,995
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	3,829
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	0
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	19
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	59
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	2,303
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	680
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	1,622
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	1,029
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	21
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	1,008
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	1,707
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	616
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	461
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	378
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	250
経 資	金 常 運 用 収 収 益	16,203
預 讓 社 支 所 商 国 金 宮 所 貸 株 金 所	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	552
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	507
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	7
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	12
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	24
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	0
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	1,688
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	128
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	1,559
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	218
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	0
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	64
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	136
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	16
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	13,088
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	656
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	417
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	78
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	0
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	5
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	154
経 特	固 減 引 税 人 期	4,740
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	61
税 法 法 当	引 税 人 期	4,679
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	743
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	416
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	1,159
	の 務 入 の 国 債 の 倒 却 式 の 金 渡 一 の 務 払 の の 品 債 融 の 式 銭 引 税 人 期	3,519

第116期(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				利益剰余金計 合			
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金						
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	7	21,000	23,559	46,358	△549	64,017	
当 期 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当								△473	△473		△473	
固定資産圧縮積立金の取崩						△1		1	-		-	
当 期 純 利 益								3,519	3,519		3,519	
自己株式の取得										△1	△1	
自己株式の処分			△17	△17						84	66	
自己株式処分差損の振替			17	17				△17	△17		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△1	-	3,029	3,028	82	3,111	
当 期 末 残 高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	6	21,000	26,589	49,386	△466	67,128	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額	再 評 価 金	評価・換算差額等 計		
当 期 首 残 高	13,884		2,556	16,440	163	80,620
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△473
固定資産圧縮積立金の取崩						-
当 期 純 利 益						3,519
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						66
自己株式処分差損の振替						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,835			△1,835	△25	△1,860
当 期 変 動 額 合 計	△1,835		-	△1,835	△25	1,251
当 期 末 残 高	12,048		2,556	14,604	137	81,871

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第116期末 (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	63,739	預 金	1,300,675
商 品 有 価 証 券	12	譲 渡 性 預 金	49,310
金 銭 の 信 託	7,980	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	371
有 価 証 券	357,665	借 用 金	29,700
貸 出 金	1,025,791	そ の 他 負 債	12,613
外 国 為 替	1,902	賞 与 引 当 金	635
そ の 他 資 産	11,591	役 員 賞 与 引 当 金	17
有 形 固 定 資 産	15,787	退 職 給 付 に 係 る 負 債	199
建 物	4,142	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	169
土 地	10,580	偶 発 損 失 引 当 金	138
リ ー ス 資 産	304	利 息 返 還 損 失 引 当 金	8
建 設 仮 勘 定	463	繰 延 税 金 負 債	2,599
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	295	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,727
無 形 固 定 資 産	720	支 払 承 諾	2,545
ソ フ ト ウ ェ ア	608	負 債 の 部 合 計	1,400,711
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	45	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	1	資 本 金	10,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	65	資 本 剰 余 金	8,208
退 職 給 付 に 係 る 資 産	133	利 益 剰 余 金	49,727
繰 延 税 金 資 産	59	自 己 株 式	△466
支 払 承 諾 見 返	2,545	株 主 資 本 合 計	67,469
貸 倒 引 当 金	△4,732	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,048
資 産 の 部 合 計	1,483,198	土 地 再 評 価 差 額 金	2,556
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△102
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	14,502
		新 株 予 約 権	137
		非 支 配 株 主 持 分	376
		純 資 産 の 部 合 計	82,486
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,483,198

第116期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収入	益	21,289
資金運用	収益	15,932
貸出金利	利息	12,022
有価証券利息	配当金	3,829
コールローン利息及び買入手形利息		0
預け金	利息	19
その他の受入	利息	60
役務取引等	収益	2,495
その他の業務	収益	1,121
その他の経常	収益	1,741
貸倒引当金戻入	益	618
償却負債権取立	益	461
その他の経常	収益	661
経常費用	費用	16,470
資金調達	費用	552
預讓渡性預金	利息	507
コールマネー利息及び売渡手形利息	利息	7
社債	利息	12
その他の支払	利息	24
役務取引等	費用	0
その他の業務	費用	1,837
その他の経常	費用	218
その他の経常	費用	13,202
その他の経常	費用	658
特別	損失	658
固定資産処分	損失	4,819
減損	損失	61
税金等調整前当期純利益	利益	4,757
法人税、住民税及び事業税		750
法人税等調整額		428
当期純利益	合計	1,178
非支配株主に帰属する当期純利益	利益	3,579
親会社株主に帰属する当期純利益	利益	23
		3,555

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第116期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,000	8,208	46,663	△549	64,321
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△473		△473
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,555		3,555
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△17		84	66
自己株式処分差損の振替		17	△17		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	3,064	82	3,147
当 期 末 残 高	10,000	8,208	49,727	△466	67,469

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	13,884	2,556	△444	15,995	163	354	80,835
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△473
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,555
自 己 株 式 の 取 得							△1
自 己 株 式 の 処 分							66
自己株式処分差損の振替							－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,835		341	△1,493	△25	22	△1,496
当 期 変 動 額 合 計	△1,835	－	341	△1,493	△25	22	1,651
当 期 末 残 高	12,048	2,556	△102	14,502	137	376	82,486

独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行
取締役会 御中

平成30年5月8日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 青木 裕 晃 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 若松 大 輔 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石尾 雅 樹 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大光銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行

平成30年5月8日

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若松 大 輔[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅 樹[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大光銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社・関連会社については、子会社・関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社・関連会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社 大光銀行 監査等委員会

監査等委員 藤 沢 稔 ㊟

監査等委員 細 貝 巖 ㊟

監査等委員 鈴木 裕子 ㊟

監査等委員 小林 彰 ㊟

監査等委員 渡 辺 隆 ㊟

(注) 監査等委員細貝巖、鈴木裕子、小林彰、渡辺隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、永続的かつ安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに経営環境を総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、237,184,725円となります。

なお、当行は平成29年10月1日付で、普通株式10株を1株の割合で株式併合を実施しております。当事業年度は株式併合前の平成29年9月30日を基準日として1株につき金2円50銭の中間配当を行っておりますので、株式併合後に換算した中間配当金25円を含めました当期の年間配当金は1株につき50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
①	古出哲彦 (昭和22年1月18日生)	昭和45年4月 大蔵省入省 平成6年7月 国税庁長官官房総務課長 平成7年5月 福岡国税局長 平成9年7月 総務庁人事局次長 平成11年7月 水資源開発公団理事 平成14年6月 株式会社紀陽銀行 常務取締役 平成17年6月 株式会社紀陽銀行 専務取締役 平成21年5月 当行顧問 平成21年6月 当行取締役副頭取 統括並びに監査部担当 平成21年10月 当行取締役頭取 監査部担当（現任） ■取締役候補者とした理由 平成21年6月より取締役副頭取に就任、同年10月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。	6,900株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
②	いし だ ゆき お 石 田 幸 雄 (昭和29年1月2日生)	<p>昭和51年4月 当行入行 平成15年8月 当行業務監査部業務監査室長 平成17年6月 当行総合企画部企画広報課長兼 コンプライアンス室長 平成18年6月 当行総合企画部副部長 平成20年7月 当行大宮支店長 平成21年6月 当行総合企画部長 平成23年6月 当行取締役総合企画部長 平成25年6月 当行常務取締役 総合企画部・経営管理部担当 平成26年6月 当行常務取締役 総合企画部・人事部担当 平成27年6月 当行常務取締役 総合企画部・経営管理部・ 人事部担当 平成28年6月 当行専務取締役 総合企画部・経営管理部・ 人事部担当 平成29年6月 当行専務取締役関東地区本部長 総合企画部・ 経営管理部・人事部・総務部担当（現任）</p> <p>■取締役候補者とした理由 大宮支店長、総合企画部長等を歴任したほか、平成23年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。</p>	4,100株
③	かめ がい しん いち 亀 貝 信 一 (昭和30年3月23日生)	<p>昭和53年4月 当行入行 平成16年1月 当行桶川支店長 平成18年4月 当行宮内支店長 平成20年7月 当行審査部副部長 平成22年6月 当行審査部長 平成25年6月 当行取締役審査部長 平成26年6月 当行取締役長岡地区本部長兼本店営業部長 平成27年6月 当行常務取締役営業統括部長 平成28年6月 当行常務取締役営業統括部長 営業統括部担当 平成29年6月 当行専務取締役営業統括部長 営業統括部・地域産業支援部担当（現任）</p> <p>■取締役候補者とした理由 桶川支店長、宮内支店長、審査部長等を歴任したほか、平成25年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。</p>	3,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
④	やま ぎし かず ひろ 山 岸 和 博 (昭和31年2月24日生)	昭和49年4月 当行入行 平成18年4月 当行村松支店長 平成21年6月 当行新潟駅前支店長 平成23年6月 当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長 平成24年6月 当行営業統括部長 平成26年6月 当行取締役営業統括部長 平成27年6月 当行取締役長岡地区本部長兼本店営業部長 平成29年6月 当行常務取締役長岡地区本部長兼本店営業部長(現任) ■取締役候補者とした理由 村松支店長、新潟駅前支店長、東京支店長、営業統括部長等を歴任したほか、平成26年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。	1,400株
⑤	まつ だ なお き 松 田 直 樹 (昭和31年2月21日生)	昭和53年4月 当行入行 平成19年6月 当行鴻巣支店長 平成21年6月 当行長岡東支店長 平成22年6月 当行人事部副部長 平成24年6月 当行監査部副部長 平成25年6月 当行監査部長 平成26年6月 当行取締役監査部長 平成27年6月 当行取締役人事部長兼女性活躍推進室長 平成29年6月 当行常務取締役 審査部・市場金融部・事務部担当(現任) ■取締役候補者とした理由 鴻巣支店長、長岡東支店長、監査部長等を歴任したほか、平成26年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。	1,200株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
⑥	<p>近藤 喜栄知 (昭和30年12月9日生)</p>	<p>平成13年5月 当行入行 平成19年6月 当行小針南支店長 平成21年6月 当行神田支店長 平成22年6月 当行審査部副部長 平成25年2月 当行五泉支店長 平成26年6月 当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長 平成27年6月 当行取締役東京支店長兼総合企画部東京事務所長 平成28年6月 当行取締役新潟地区本部長兼新潟支店長 (現任)</p> <p>■取締役候補者とした理由 小針南支店長、神田支店長、五泉支店長、東京支店長等を歴任したほか、平成27年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。</p>	660株
⑦	<p>俵 木 稔 (昭和33年11月29日生)</p>	<p>平成13年5月 当行入行 平成21年6月 当行市場国際部副部長 平成25年10月 当行市場金融部長 平成29年6月 当行取締役市場金融部長 (現任)</p> <p>■取締役候補者とした理由 市場金融部長等を歴任したほか、平成29年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。</p>	一株

(注) 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

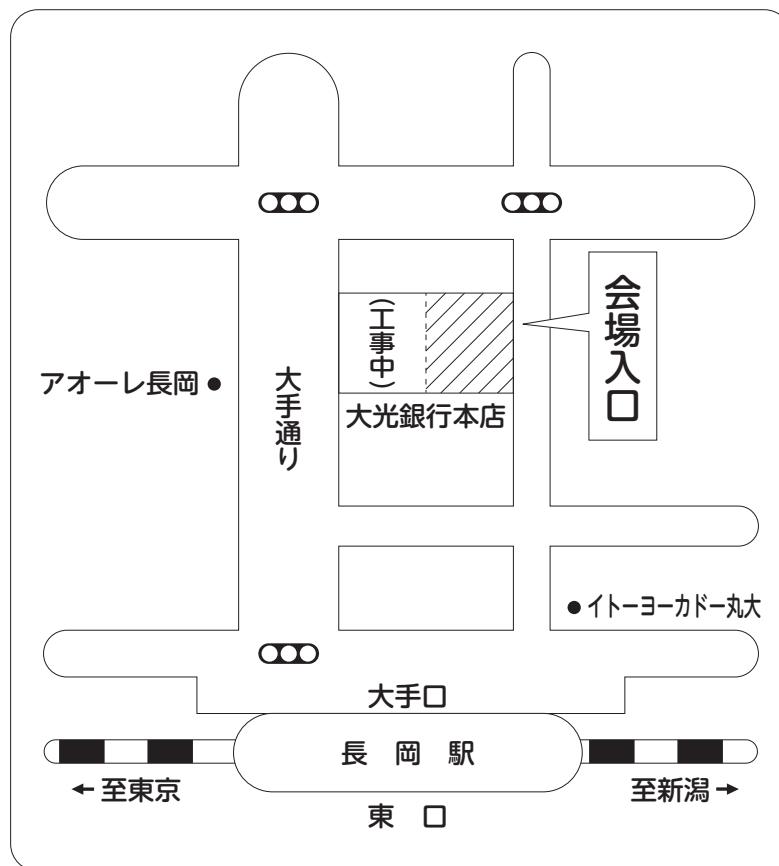
以上

メ モ 欄

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

場所 新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
当行本店3階大会議室
電話(0258)36-4111



- (お願い) ・ 大手通り側は本店新築工事のため入口はございません。反対側入口よりご入場ください。
・ 駐車場の収容台数に限りがございます。当日の駐車場は混雑が予想されますので、誠に申し訳ありませんが、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。